

IV 第4期川崎市子どもの権利委員会の自己評価

1 実態・意識調査について

<アンケート調査>

成 果

- ・第1期～第3期川崎市子どもの権利委員会で実施した調査の結果と比較検討ができるように調査項目を工夫することで、条例制定以後の経年変化を見ることができた。
- ・第3期までの調査と同様に、子どもの年代ごと、あるいは子ども・おとな・職員の意識の差を見ることができた。
- ・第4期の諮問事項である「条例の広報・啓発」に関連する項目については、経年変化の把握に留意しつつ、従来の調査項目や選択肢を増やすことで、より丁寧に把握することができた。
- ・子どもの生活全般を総合的に捉える中で、第4期の諮問事項「条例の広報・啓発」に関わる意識・実態を把握することができた。
- ・調査結果の分析にあたっては、「自己評価」という指標（自己評価度）から、自己評価得点によるグループ分け（高グループ・中間グループ・低グループ）を行い、グループごとによどのような特徴があるかを分析することができた。同様に自由記述についても「自己評価度」に基づいて分析することができた。

課 題

- ・より多くの回答を得ることでより客観的データを得るためにも、多数ある調査項目を精査し、分かりやすい質問にするなど、回答者の負担を減らす努力が必要である。
- ・今回の調査で新たに導入した「自己評価度」を測る調査項目については、今後精査・検討していく必要がある。

<ヒアリング調査>

成 果

- ・アンケートでは把握しきれない個別の支援を必要とする子どもたちの実態や意識を十分把握するために、ヒアリング部会をつくり、委員が直接足を運びヒアリング調査を実施した。そのなかで補足的に子どもたちの葛藤を生で感じ、置かれている環境の違いからくる生き方、考え方の違いを実感できた。また、あわせて「自己評価」に関連したアンケートを実施し、これを集計した。
- ・「児童養護施設等に入所している子ども」に関しては、これまで実施してきた児童養護施設、児童相談所一時保護所に加えて、児童自立援助ホームにおける子どものヒアリングを実施することができた。
- ・「多様な文化的背景をもつ子ども」に関しては、生涯学習施設で、年齢及び国籍においてより広い子どもからヒアリングをするとともに、外国籍を持つ子どもが通う学校でもヒアリ

ング調査を行うことができた。これらのなかで、新渡日の子どもの実情を垣間見ることができた。

- ・第3期子どもの権利委員会で課題となっていた「障がいのある子ども」や「不登校の子ども」に対し委員が直接聴き取ることが実現した。
- ・子どもたちから率直に意見を聴くことを通じ、子どもたちが置かれている現状と子どもの権利の広報・啓発に関する考えや意見について、把握することができた。そのなかで、「学校等で、普及啓発に取り組むことが効果的である」という意見が多く聞かれた。

課題

- ・時間的、人間的な限界があるなかで、ヒアリングの対象と方法を検討・整理する必要がある。
- ・「障がいのある子ども」へのヒアリングにおいては、質問項目や言葉遣いなどその方法を検討する必要がある。また、障がいのある子どもにとどまらず、学校関係者や相談機関の担当者、保護者からのヒアリングの実施も視野に入れ検討する。「不登校の子ども」へのヒアリングにおいては、子どもの緊張への配慮の工夫が必要である。
- ・「乳幼児」へのヒアリングの必要性が委員会のなかで議論されたが、実施できなかった。今後は、乳幼児へのヒアリング手法を検討するとともに、乳幼児に関わっているおとなへのヒアリングの実施について検討する。
- ・ヒアリングに際して「自己評価」に関連する項目を用いたが、集計するととどめ、その分析に関しては、今後の検討課題である。

2 施策の検証について

<子どもとの対話>

成果

- ・第3期に続き、川崎市子ども会議の協力により、小学生から高校生年代までの子どもたちの貴重な意見を聞くことができた。
- ・川崎市子ども会議が先に行っていた調査結果や市長への提言をもとに、子どもの思いや具体的な意見を聞くことができた。
- ・子どもが、条例の必要性、条例を知る大切さを感じていることが分かったと同時に、広報・啓発が不十分であるという状況も見えた。

課題

- ・川崎市子ども会議メンバーとの対話にとどまった。今後は学校での対話を実施するなど、より広く子どもとの対話を実施することが課題である。

<行政との対話>

成果

- ・条例にかかわる様々な取組のなかで、多くの資料や広報物の作成また関係者会議の推進な

ど、担当部署はいくつもの実績を積み重ねてきたことが明らかとなった。

- ・担当部署において、条例が意識されないまま各事業が行われていることが浮き彫りにされたものの、条例を意識し、条文を根拠にすることで、各事業の効果が出るのが対話を通じて明らかとなり、答申では条例を活かした提案ができた。
- ・行政から提出された「川崎市子どもの権利に関わる広報・啓発について ～庁内検討結果～」(2012年3月)に基づいて、検証対象となる広報・啓発事業を選定し、検証項目を事前に精査して臨んだ結果、効果的に対話をする事ができた。

課題

- ・対話において、より実現可能な施策に向けた建設的な意見交換、共有ができるようになるまでの時間の確保や、関係の構築方法を検討していくことが今後の課題である。

<市民との対話>

成果

- ・会場で条例の広報・啓発資料を展示し、それらを観覧しながら、子どもに関わるさまざまな活動をしている団体の方と、幅広く自由な意見交換ができた。
- ・乳幼児(の代弁者)へのヒアリングができなかったが、対話の中で、乳幼児と保護者に関わる方から意見をいただくことができた。

課題

- ・子どもに関わる市民団体との対話にとどまっていることから、より広い市民との対話について工夫する必要がある。また、展示資料の閲覧時における個々の意見の集約を工夫する必要がある。

3 行動計画への意見について

成果

- ・行政の各部署は自分の分担の仕事を毎年繰り返し行うことで条例の理解を進められていると考えている部署も少なくないこと、条例に対する各部署の意識や取組の姿勢の差があること、行政が行う施策の検証において部署ごとに成果と課題の回答内容にばらつきがあることが明らかになった。
- ・各事業を予定通り実施することが目的となり、その結果が条例の定める子どもの権利の実現にどれほど寄与しているかという意識が希薄になっている面もあることが明らかになった。
- ・第4次行動計画への意見では条例と子ども施策の関連性を明確にするための提言をすることができた。
- ・第4次行動計画への意見では、理念、目標、方針をより明確に示すことができた。
- ・子どもに対して権利学習を実施していれば、条例について特別に教える必要はないのではないかという二項対立的な意見が一部にあったが、作業部会内での対話を通じて、それら

は本来対立するものではないという結論を得ることができた。

課題

- ・子どもの権利及び条例を尊重した事業が展開されているかどうか評価するための指標を数値化する等、より明確化する必要がある。
- ・次期行動計画への意見を作成する際に、子どもの意見を反映させる方法についてさらに検討が必要である。

4 委員会の組織・運営について

成果

- ・幅広い分野から集まった委員が、それぞれの専門性や経験を生かして自由に意見を出し合い、多様な価値観や考え方に触れながら議論を深めることができた。
- ・調査及び検証活動においては、それぞれ部会（川崎市子どもの権利委員会規則第6条）を設置して、少人数で機動的に集中して調査・検証の内容や方法を検討し、まとめることができた。部会の設置により、各委員の負担を軽減しつつ、委員会を組織的に効率よく運営することができた。また、委員間の対話が促進された。
- ・委員会と事務局の協働により、子どもの権利に関する行政の動きを随時把握しながら、計画的に見通しを持って委員会の活動を進めることができた。
- ・条例制定から10年以上にわたり、子どもの権利保障についての調査・検証活動や子どもの権利や条例に関する情報の発信を継続して行うことができた。

課題

- ・委員会開催日時の日程調整が難航し、結果的に一部委員の出席が困難となった。可能な限り早期に見通しを持って日程調整を行ったり、委員会に出席できない委員も意見を出せるよう早期に会議資料を送付して意見を集約したりするなど、工夫が必要である。
- ・部会設置に当たり、全委員が何らかの部会に所属するように配慮はしたが、部会によっては部会内の検討に時間と労力を要し、一部の部会員の負担が過大となったり、部会に所属していない委員にとっては部会の提案を十分理解して議論するには時間が不足したりする場面も生じた。部会の扱う内容にもよるが、よりスムーズに部会の議論を委員会の議論につなげていく工夫を検討したい。
- ・特にヒアリングや対話においては、対象を拡大したいと考える一方で、時間や人員の制約もあることから、目的をどこに置くのか、そのためには対象や内容をどのように組み立てるのか、整理して再検討する必要がある。
- ・委員会の広報が十分とは言えず、市のホームページへの会議開催のお知らせにとどまらない委員会自体の広報が必要であり、委員会の活動を広く市民に理解してもらう方法を検討する必要がある。また、すでに行っているヒアリングや対話以外にも、市民との双方向の意見発信ができる方策をとることも検討課題である。

